平成30年11月30日(金) 愛知県県民文化部県民生活課 消費生活相談グループ 担当 近藤、平田 内線 5031・5032 が 付ル 052-954-6165

一 消 費 者トラブル 情 報 ―

本年10月以降、「封書」による架空請求に関する相談が愛知県及び市町村 の消費生活相談窓口へ寄せられています。

封書の特徴

- 1 封書は窓付き封筒で、表面に「重要」と赤いスタンプが押印されている。
- 2 封書には、「総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ」等と題した書面が入っており、「法務省管轄支局国民訴訟通達センター」等の連絡先が記載されている。

【実際に届いた封書の例:裏面】

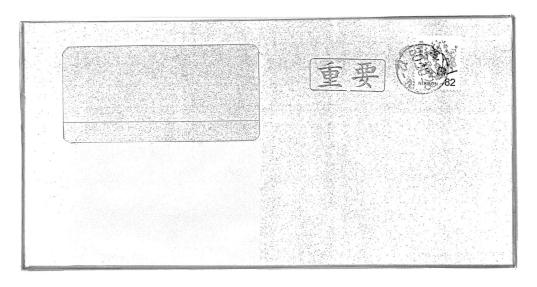
アドバイス

- 1 「架空請求ハガキ」と同様、身に覚えのない請求は無視して、絶対に書面に記載された連絡先に連絡しないようにしましょう。
- 2 正式な裁判手続きに関する訴状は、「特別送達」と記載された、裁判所の名前 入りの封書で 郵便局職員が直接手渡すことが原則(受取時に「郵便送達報告書」 への署名又は押印が求められる。)となっており、郵便受けに投函されることは ありません。
- 3 正式な訴状かどうか判断に迷ったり、心配な場合は、県又はお住まいの市町村 の消費生活相談窓口に御相談ください。

消費者ホットライン ☎ 188 (いやや!)

一身近な消費生活相談窓口につながりますー

【実際に相談者へ届いた封書の例】



【封書に入っていた書面の例】



総合消費料金に関する訴訟最終告知のお知らせ

ひらがな1文字 数字4桁

この度、ご通知致しましたのは、貴方の利用されていた契約会社、ないしは運営会社側から契約不履行による民事訴訟として、訴状が提出されました事をご通知致します。

管理番号 裁判取り下げ最終期日を経て訴訟を開始させていただきます。

尚、ご連絡なき場合、原告側の主張が全面的に受理され、執行官立ち合いの元、給料差し 押さえ及び、動産、不動産物の差し押さえを強制的に履行させて頂きますので裁判所執行 官による執行証書の交付を承諾していただくようお願い致します。

裁判取り下げなどのご相談に関しましては当局にて受け賜わっておりますので、職員まで お問合せ下さい。

なお、書面での通達となりますのでプライバシー保護の為、ご本人様からご連絡いただき ますようお願い申し上げます。

※取り下げ最終期日 平成30年10月31日

法務省管轄支局 国民訴訟通達センター 東京都千代田区霞が関 取り下げ等のお問合せ窓口 03-受付時間 9:00~19:00(土日、祝日除く)